

下呂市事業者運営支援事業のご案内（雑・給与所得者用）

新型コロナウイルス感染症予防を実施し、事業継続の意思を持つ事業者を支援するため、次の要件に該当する中小法人等へ給付します。

制度名	下呂市事業者運営支援事業
対象者 <small>※右記いずれにも該当するもの</small>	<ul style="list-style-type: none">・市内で事業を実施する個人事業者・令和元年の年間売上から、令和2年1～12月の任意の1カ月の売上に12を乗じた金額を控除した額が、25万円以上減少している事業者・岐阜県が給付する「岐阜県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（1事業者あたり50万円）」の受給をしない方・中小企業庁が給付する「持続化給付金（個人事業者等は100万円まで）」の給付対象でない方・市税等の滞納がない事業者・令和2年1～12月の任意の1カ月の売上が、前年同月比15%以上50%未満減少¹している。
給付額	1事業者につき25万円（一律）
申請期間	令和2年5月28日から令和3年1月29日まで
提出書類	<ul style="list-style-type: none">（1）【様式第1号-3】申請書兼請求書（2）【様式第2号】誓約書（3）令和2年1～12月の任意の1カ月の売上台帳等の写し ※事業者名、売上月及び売上の合計を必ず記載ください（4）令和元年分の確定申告書第一表の写し ※收受印等²のあるもの（5）国民健康保険被保険証の写し（6）業務委託契約等収入があることを示す書類 ※提出いただく組み合わせは以下のいずれかのとおり<ul style="list-style-type: none">①業務委託契約書 + 源泉徴収票②業務委託契約書 + 支払調書 + 通帳の写し③業務委託契約書 + 支払明細書等 + 通帳の写し

¹＝前年同月比50%以上減少している事業者は、中小企業庁の「持続化給付金」の給付対象となります
（詳しくは、[持続化給付金](#) [検索](#)）

²＝e-Taxによる申告の場合は「受信通知」を添付してください

<お問合せ先>

下呂市観光商工部 商工課

0576-24-2222（内線163）